

# 検討項目等について

## 【検討の目的】

ガスコンロ等の火気設備及び蓄電池設備等の電気設備(以下、「対象火気設備等」という。)を規制する省令の施行後10年が経過し、当初、省令で想定していなかった設備や、大容量の設備が開発され、なかには既に市場に流通しているものもある。

このため、対象火気設備等に係る省令※の見直しに向けた検討を行う。

※対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令(平成十四年三月六日総務省令第二十四号)

## 【消防関係法令による火気設備(器具)、電気設備(器具)の規制体系】

- ・火気設備(器具)・電気設備(器具)の位置、構造、管理並びに取扱いについては、消防法に基づき、市町村条例で規制している。(参考資料1-1参照)
- ・規制の対象とする設備・器具の種類は対象火気設備等に係る省令で定められている。(参考資料1-2参照)
- ・ガスコンロ、電磁誘導式加熱調理器(IH調理器)等と可燃物等の離隔距離は、以下の何れかによることとしている。
  - 1 製品種別ごとに省令別表で定める距離
  - 2 消防庁長官が告示で定める試験方法に基づき試験を実施して得られる距離(参考資料1-3参照)

※省令別表で定める距離よりも短い距離としたい場合や、別表に定めのない特殊な製品は、告示で定める試験を実施し、必要な離隔距離を定めている。

## 【検討項目】

### 1 蓄電池設備の規制単位等の検討

現在は、水素の発生リスクのない密閉型の蓄電池が多く流通している。

一方、現在の規制単位は、水素ガスの発生を考慮したAh(アンペア・アワー)・セルとなっている(参考資料1-2)が、当該単位の場合、電池種別によって規制を受ける電力量に差が出ている。

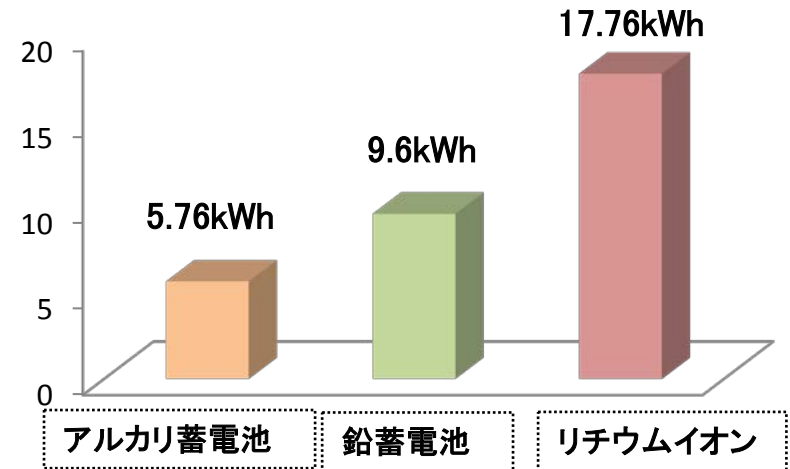
そこで、規制単位のあり方について検討する。

#### 水素ガス発生も考慮した現在の規制

4800Ah・セル以上の蓄電池設備を規制している。

電池種別により電力量が異なっている。

電池種別	Ah・セル	電圧	電力量(kWh)
アルカリ蓄電池※	4800	1.2	5.76
鉛蓄電池		2	9.6
リチウムイオン		3.7	17.76



※アルカリ蓄電池：電解液にアルカリ性水溶液を使用した蓄電池  
ニッケル水素電池、ニカド電池がこれに該当

## 【検討項目】

### 2 ガス厨房設備・器具の品目追加等の検討

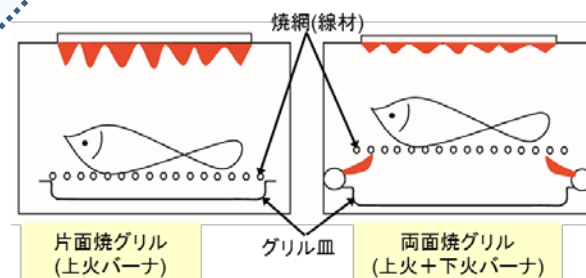
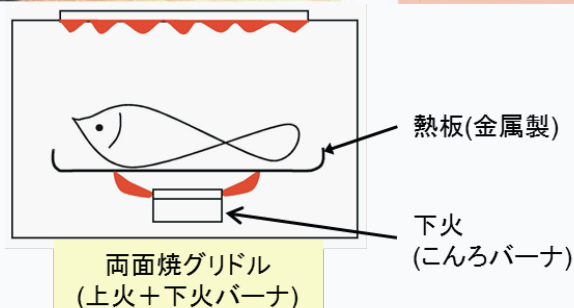
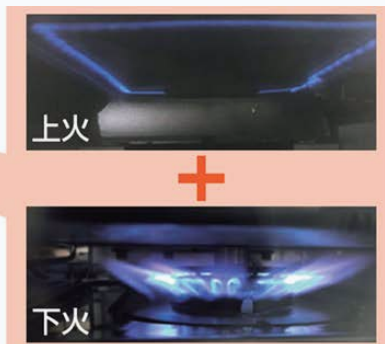
家庭用ガス燃焼機器のJIS規格の改正が予定されており、「ガスグリドル」が新たに追加される予定である。

このため、ガスこんろの下部にガスグリル(魚焼き器)ではなく、「ガスグリドル」を具備した家庭用ガス機器が市場に多数流通することが予想される。

一方、現在、火気設備・器具と可燃物等の離隔距離を定めている省令別表第一(参考資料1-2)では「ガスグリドル」に係る規定がなされていないため、各製品ごとに消防庁告示(参考資料1-3)で定める試験を実施し、離隔距離を定めることが必要な状況となっている。

このため、省令別表第一にガスグリドルに係る規定を追加することについて検討する。

#### ガスグリドル(改正JISで新たに規定)



(参考)ガスグリル

## 【検討項目】

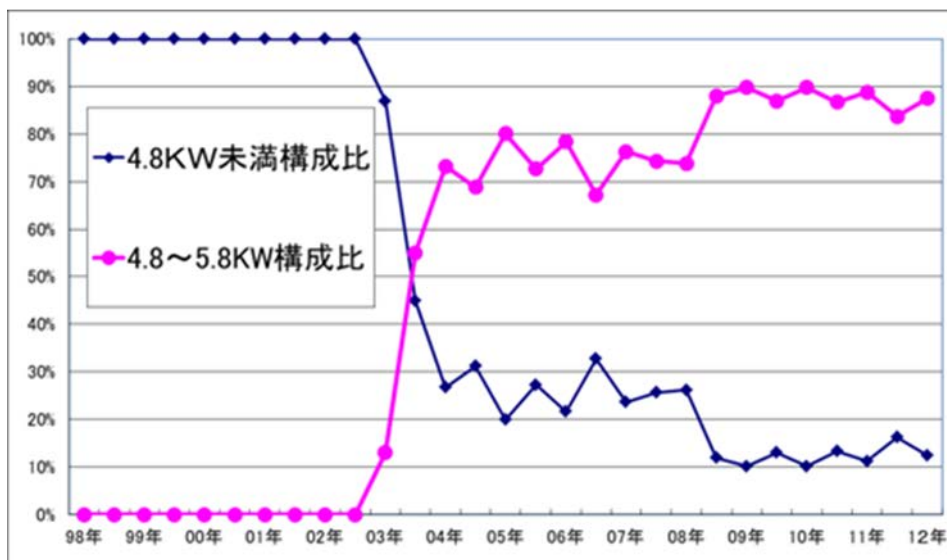
### 3 電磁誘導加熱式調理器(IH調理器)に係る別表適用範囲の検討

現在、電気設備・器具と可燃物等の離隔距離を定めている省令別表第二(参考資料1-2)では、4.8kW以下の電磁誘導加熱式調理器を適用範囲としている。

一方、IH調理器は、現在、5.8kWの製品が主流となっているため、5.8kWの製品は消防庁告示で定める試験を実施し、離隔距離を定めることが必要な状況となっている。

このため別表に5.8kWの製品に係る規定を追加することについて検討する。

IH調理器の出荷状況



## 【スケジュール(案)】

平成26年9月	第1回検討部会(検討方針)
平成26年9月～12月	検証実験
平成27年1月	第2回検討部会(実験結果報告)
平成27年3月	第3回検討部会(結果とりまとめ)